令和元年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第41号	亀山市職員コンプライアンス条例・・・・・・1
議案第42号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例・・・・・・3
議案第43号	亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・4
議案第44号	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・10
議案第45号	亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・11
議案第46号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・12
議案第47号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・13
議案第48号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定め る条例の一部を改正する条例・・・・・・14
議案第49号	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例・・15

件名

亀山市職員コンプライアンス条 例

総合政策部総 務 課

1 制定・改廃の背景と趣旨

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等不公正な扱いをしてはならず、その職務や地位を私的な利益のために利用してはなりません。

現在、職員のコンプライアンスの推進については、亀山市コンプライアンスの推進に関する規程(平成20年亀山市訓令第20号)、亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱(平成20年亀山市告示第111号)、亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱(平成20年亀山市告示第112号)等により運用しています。

しかしながら、先の職員の不祥事に鑑み、職員のコンプライアンスの推進 について、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を 確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立するため、この条例 を制定するものです。

2 制定内容

- (1)職員のコンプライアンスを推進するための環境及び体制の整備を図り、 公正な職務の遂行を確保することにより透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とします。 <第1条関係>
- (2) この条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係>
- (3)職員の倫理保持及び法令遵守の原則を定めます。 <第3条関係>
- (4)任命権者等の責務について定めます。 <第4条関係>
- (5)職員の責務について定めます。 <第5条関係>
- (6) 公益通報に関する審査等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、亀山市コンプライアンス委員会を置くこととします。 <第6条関係>
- (7)公益通報に関する調査等を行うため、庁内に、亀山市コンプライアンス 推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置くこととします。

<第7条関係>

- (8) 職員のコンプライアンスに関する指導、助言等を行うため、任命権者の 下に、コンプライアンス監督者を置くこととします。 <第8条関係>
- (9) 公益通報に関する規定について定めます。

<第9条から第11条まで関係>

(10) 働きかけ行為に関する規定について定めます。

<第12条及び第13条関係>

- (11)推進会議は、職員が不正な行為を行わないよう必要な対策を講ずるものとします。 <第14条関係>
- (12) 市長は、毎年度、職員のコンプライアンスに関する状況及び職員のコンプライアンスに関して講じた措置について公表するものとします。

<第15条関係>

(13) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定めることとします。 <第16条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、令和元年8月1日とします。
- (2) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年亀山市条例第38号)の一部を改正し、亀山市コンプライア ンス委員会委員の報酬及び旅費を次のとおり定めることとします。

報酬の額	日額 7,100円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第
	45号)別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額

集山市委員会の委員等の報酬及び件名費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事 務 局

1 制定・改廃の背景と趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)により国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、令和元年5月15日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙等における選挙長等の費用弁償額の基準額(以下「基準額」といいます。)が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

選挙長等の報酬の額について、改定された基準額に準じて、次のとおり改めることとします。 <別表関係>

(日額)

	改正前	改正後
選挙長	10,600円	10,800円
投票所の投票管理者	12,600円	12,800円
期日前投票所の投票管理者	11,100円	11,300円
開票管理者	10,600円	10,800円
投票所の投票立会人	10,700円	10,900円
期日前投票所の投票立会人	9,500円	9,600円
開票立会人	8,800円	8,900円
選挙立会人	8,800円	8,900円

3 その他

施行日は、公布の日とし、令和元年5月15日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用します。

亀山市税条例等の一部を改正す る条例

総合政策部税 務 課

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)により地方税 法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

≪第1条関係≫

市民税関係

(1) 寄附金税額控除について、ふるさと納税(特例控除)の対象を、総務大 臣が指定する地方団体に対する寄附金(特例控除対象寄附金)とします。

<第22条、附則第14条の3、附則第16条及び附則第16条の2関係>

《参考》

- ふるさと納税の対象として総務大臣が指定する地方団体の基準
 - ①寄附金の募集を適正に実施すること。
 - ②返礼品を送付する場合は、返礼品の返礼割合が3割以下であり、かつ、返礼品が地場産品であること。
- (2)消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税上の支援策として住宅ローン控除対象者の控除期間が3年間延長されたことに伴い、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除を令和15年度分まで延長します。また、当該控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とします。

<附則第14条の2の2関係>

- ※住宅ローン控除対象者の居住開始年月日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの控除対象者の控除期間は、13年間となります。なお、居住開始年月日が令和3年1月1日から同年12月31日までの控除対象者の控除期間については、10年間となります。
- ※この措置による個人の市民税の減収額は、全額国費で補填されます。

軽自動車税関係

(3)種別割の減免対象に、精神障がい者本人が運転する軽自動車等を加えることとします。 <第97条関係>

(4) 平成18年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の 軽自動車に対する重課を令和元年度に限るものとします。

<附則第29条の2関係>

- ※グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車に 対する平成28年度分以後の軽自動車税については、税率を20%上乗せ(重課) しています。
- ※令和2年度以降については、種別割の重課となります。

その他

(5) 地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<附則第17条の2、附則第18条及び附則第30条関係>

≪第2条関係≫

市民税関係

(1) 年末調整の適用を受けた給与所得者が個人の市民税に関する申告書を提出するときに、確定申告書の記載事項における法令の規定により一定の簡便な記載とされたものに相当する、個人の市民税に関する所得控除の記載事項について、一定の簡便な記載によることを可能とします。

<第26条及び第28条関係>

(2)給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、 給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に その旨を記載するものとします。 <第27条の2及び第27条の3関係>

≪参考≫

単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童(父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下である者)の父又は母のうち、現に婚姻(※)をしていない者又は配偶者(※)の生死の明らかでない者をいいます。

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

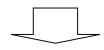
軽自動車税関係

(3)日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては環境性能割と種別割を、三重県県税条例(昭和25年三重県条例第37号)第137条の2の2第1項第2号から第5号までの規定により三重県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車の例によるものに対しては環境性能割を課さないこととします。 <第90条の2関係>

(4)消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税に係る環境性能割の税率を、1.0%以下のものについては非課税とし、2.0%のものについては1.0%とします。また、県知事は、当分の間、環境性能割の賦課徴収に関し、非課税に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の低排出ガス車としての認定等に基づき当該判断をするものとする特例を設けます。

< 新附則第29条の2、附則第29条の2及び附則第29条の6関係> 改正前

車種区分		税率
電気自動車等	営業用	北 钿 玳
令和2年度燃費基準+10%達成	自家用	非課税
入和 o 左 库 牌 弗 甘 潍 法 - 4	営業用	<u>0.5%</u>
令和2年度燃費基準達成	自家用	1.0%
亚比 9.7 年 库姆弗甘淮,1.0 0 法比	営業用	0 00/
平成27年度燃費基準+10%達成	自家用	2.0%
し	営業用	2.0%
上記以外の車	自家用	



改正後

車種区分		税率	
電気自動車等	営業用	非課税	
令和2年度燃費基準+10%達成	自家用	9F HA 17L	
全和9年度辦弗甘淮法 戊	営業用	非課税	
令和2年度燃費基準達成	自家用	<u> </u>	
亚比 9.7 年 库姆 弗甘淮,1.0 0/ 支戌	営業用	1.0%	
平成27年度燃費基準+10%達成	自家用	11. 0 /0	
1. 割りめの車	営業用	1.0%	
上記以外の車	自家用	1. 0 /0	

※この措置による軽自動車税の減収額は、全額国費で補填されます。

(5)消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)の現行制度の適用年度を2年間延長し、令和3年度分までとします。また、市長は、当分の間、種別割の賦課徴収に関し、グリーン化特例(軽課)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の低排出ガス車としての認定等に基づき当該判断をするものとする

特例を設けます。

<附則第14条の3、附則第30条、新附則第30条の2及び附則第30条の2関係>

≪第3条関係≫

市民税関係

(1)子どもの貧困に対応するため、令和3年度以後の各年度分の個人の市民 税について、非課税措置の対象に単身児童扶養者を加えます。

<第13条関係>

≪参考≫

現行の非課税措置の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ②障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫
- ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。

軽自動車税関係

(2) 令和3年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の乗用 (自家用)に係るグリーン化特例(軽課)について、その適用範囲を見直 した上で2年間延長し、令和5年度分までとします。

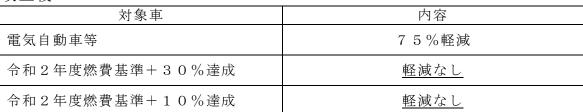
<附則第30条及び附則第30条の2関係>

改正前

対象車	内容
電気自動車等	7 5 %軽減
令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減
令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減

※軽課年度:令和2年度分又は令和3年度分(取得の翌年度分のみ)

改正後



※軽課年度:令和4年度分又は令和5年度分(取得の翌年度分のみ)

≪第4条関係≫

軽自動車税関係

地方税法の一部改正に伴い、平成29年6月27日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例(平成29年亀山市条例第17号)について、条文の整理を行います。 <平成29年改正条例附則第29条の2関係>

≪第5条関係≫

法人市民税関係

地方税法の一部改正に伴い、平成30年12月26日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例(平成30年亀山市条例第35号)について、資本金1億円超の内国法人に対する申告書等の電子情報処理組織(通称:eLTAX)による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置を加えます。

<平成30年改正条例第43条関係>

- ①国税と同様、納税申告書等を電子的に提出することが困難と認められる 一定の事由があるときは、市長の承認に基づき、電子的な提出に代えて、 書面による申告書等の提出を可能とします。
- ②①に加え、法人の事務負担軽減の観点から、電子情報処理組織の障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書等の提出を可能とします。

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

≪第1条関係≫

施行日は、公布の日とし、令和元年度以後の年度分の個人市民税、固定資 産税及び軽自動車税について適用します。ただし、寄附金税額控除に関する 改正規定は令和2年度以後の年度分の個人市民税について適用します。

≪第2条関係≫

軽自動車税関係の施行日は、令和元年10月1日とし、環境性能割に関する部分については同日以後に取得された3輪以上の軽自動車について、種別

割に関する部分については令和2年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。また、市民税関係の施行日は、令和2年1月1日とし、同日以後に令和2年度以後の年度分の個人市民税に係る申告書を提出する場合について適用します。

≪第3条関係≫

市民税関係の施行日は、令和3年1月1日とし、令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用します。また、軽自動車税関係の施行日は、令和3年4月1日とし、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。

≪第4条及び第5条関係≫

亀山市都市計画税条例の一部を 改正する条例

総合政策部税 務 課

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)により地方税 法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<附則第4項から附則第6項まで及び附則第15項関係>

3 その他

亀山市いじめ問題対策連絡協議 会条例の一部を改正する条例

教育委員会事務局 学校教育課

1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員として、亀山市を所管する児童相談所の職員を委嘱していますが、平成31年4月に新たに三重県鈴鹿児童相談所が開設され、当該児童相談所が亀山市を所管することとなったことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

亀山市いじめ問題対策連絡協議会の委員のうち、「三重県北勢児童相談所の職員」を「三重県鈴鹿児童相談所の職員」に改めることとします。

<第5条関係>

3 その他

亀山市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

健康福祉部子ども未来課

1 制定・改廃の背景と趣旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成30年厚生労働省令第15号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「基準」といいます。)が改正され、放課後児童支援員の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市の放課後児童健全育成事業所の放課後児童支援員の資格について、改正された基準を参酌し、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学を卒業した者に、同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととします。また、放課後児童支援員の研修の実施主体について、政令指定都市の長を加えることとします。 <第10条関係>

3 その他

亀山市営住宅条例の一部を改正 する条例

産業建設部 都市整備課

1 制定・改廃の背景と趣旨

昭和25年度建設の若草住宅については、耐用年数が経過し、老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っています。

こうした中、既に入居者が退去した当該住宅について用途を廃止するため、 所要の改正を行うものです。

2 改正内容

昭和25年度建設の若草住宅について用途を廃止することから、当該住宅の名称、位置等を定める規定を削除することとします。 <別表第3関係>

<昭和25年度建設の若草住宅>

位置	構造	戸数
関町新所1841番地、1842番地、1843番地1、	木造平家	6
1846番地及び1840番地		

3 その他

亀山市水道事業布設工事監督者件 名 の資格等を定める条例の一部を改正する条例

上下水道部上 水 道 課

1 制定・改廃の背景と趣旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第232号)により水道法施行令(以下「政令」といいます。)が、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成30年厚生労働省令第15号)により水道法施行規則(以下「規則」といいます。)が改正され、布設工事監督者の資格に関する基準及び水道技術管理者の資格に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 市の水道の布設工事監督者の資格について、改正された政令で定める基準を参酌し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による短期大学を卒業した者に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととします。 <第3条関係>
- (2) 市の水道の水道技術管理者の資格について、改正された政令及び規則で 定める基準を参酌し、学校教育法による短期大学を卒業した者に、同法に よる専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととします。

<第4条関係>

3 その他

亀山市火災予防条例の一部を改 正する条例

消防本部予防課

1 制定・改廃の背景と趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)により工業標準化法が改正され、令和元年7月1日から日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、所要の改正を行うものです。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を 定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)により住 宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令 (以下「省令」といいます。)が改正され、住宅用防災警報器又は住宅用防 災報知設備(以下「住宅用防災警報器等」といいます。)の設置免除規定が 見直されたことから、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 避雷設備の位置及び構造について、日本工業規格を日本産業規格に改めます。 <第22条関係>
- (2)住宅用防災警報器等の設置免除規定について、改正された省令で定める 基準に従い、スプリンクラー設備を設置したときにおける「作動時間が60 秒以内」とするスプリンクラーヘッドの条件を「種別が1種」に改めます。 また、当該免除規定に、特定小規模施設用自動火災報知設備を関係省令に 定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したと きを追加します。 <第38条の5関係>

<参考>スプリンクラーヘッドの種別について

スプリンクラーヘッドの種別は、1 種と2 種に区分されます。関係省令に定める感度試験により一定の温度の気流を流したとき、気流の速度が1. 8 m/s で動作するものが1 種、2. 5 m/s で動作するものが2 種とされ、1 種の方が感知性能が高くなっています。

3 その他

施行日は、公布の日とします。ただし、避雷設備に関する改正規定の施行日は、令和元年7月1日とします。